

意見書

浜田寿美男

私は、2005年に日本評論社から発行された『刑事司法と心理学』（村井敏邦編）に「事実認定は心理学的過程である（仙台北陵クリニック事件地裁判決を例に）」という論文を寄稿していた。

これを知った守大助氏の弁護人である阿部泰雄弁護士、小関眞弁護士より、仙台北陵クリニック事件の地裁判決（確定判決）において判示されている「被告人の捜査段階の供述および公判の供述に対する評価」について、供述心理学から検討した見解を求められた。よって、下記のとおり意見を述べる。なお、内容について基本的に追加・変更はないが、意見書の形をとるにあたり、少し加筆をし、関係者を実名に変更した。また、検討対象は仙台地裁判決であるが、仙台高裁判決も参照した。

記

1 はじめに

刑事訴訟法317条は「事実の認定は証拠による」と定める。この「証拠」については、一つの重要な事実を確認しておく必要がある。つまり証拠は捜査の過程で採取され、また構成されるものであって、けっして不動のものではない。とりわけ供述証拠は、人の口をついて出てくる言葉であるため物的証拠と違って状況に引きずられて動く。

捜査の過程で捜査官は常に事件仮説を描き、また捜査の進行に応じてそれは描きなおされる。そのつど手持ち証拠に合わせ暫定的に事実認定が繰り返されていく。その時点の捜査側の事件仮説＝事実認定が、参考人の事情聴取や被疑者の取調べに、往々にして影響する。捜査官が強固な事件仮説を抱いていると、それだけ執拗な追及がなされる。

事件仮説が的を射ていれば、より真実に近い供述証拠を得ることもあろうが、逆に、大きく的を外すとなると、決定的な誤謬を含んだ供述証拠が引き出されてしまうことにもなる。

このように供述証拠は、捜査側のそのときどきの事実認定に左右されて動くものである。実は、裁判官の事実認定以前に、捜査官による証拠の聴取そのものに捜査官による事実認定が働いているのである。皮肉に

も、そこには「証拠は事実の認定による」という側面が潜むことになる。

「事実の認定は証拠によるが、その証拠は事実の認定による」という循環が、捜査－裁判にはつきまとう。供述聴取の過程を現実の心理学的過程として見れば、これは誰にでもわかることである。問題は、この心理学的事実が裁判所の実務においてどこまで自覚的に意識されてきたのか。これが問題である。

刑事裁判の実務では、捜査段階の被疑者の自白等を証拠としうるかどうかについて、証拠能力論として、聴取過程が問題となる。つまり任意性を損なうような取調べがなされたときには、その内容如何以前において、証拠から排除されることになる。だが、任意性を損なうとまではいい難い聴取過程であれば証拠能力が認められることになる。具体的聴取の場面で捜査官の事件仮説が影響しなかったかどうかまではチェックされない。取調べの具体相に「証拠は事実の認定による」という上記様相が入り込むことが避けられない。そこに問題がある。

本鑑定意見書は、この問題認識から、守大助氏の取調べにおける供述及び公判供述に対する仙台地裁判決の評価を分析検討したものである。

なお、意見書作成に参照した資料は以下のとおりである。

警察での弁解録取書（乙3）平成13年1月6日作成

警察での供述調書（自白）（乙4）平成13年1月7日作成

検察での供述調書（自白）（乙5）平成13年1月7日作成

裁判所での勾留質問調書（乙6）平成13年1月7日作成

急変事例を一覧した書面（乙7）平成13年1月6日作成

「反省文」と題する書面（乙8）平成13年1月6日作成

半田郁子医師の長所・短所に触れる内容の文書（乙9）

平成13年1月8－9日作成

警察での供述調書（身上関係）（乙10）平成13年1月6日作成

仙台地方裁判所判決 平成16年3月30日

仙台高等裁判所判決 平成18年3月22日

2 事案の概要と裁判所の認定など

2001年1月6日、宮城県警は守大助氏（当時29歳）を小6女兒（当時11歳）（以下A子と記す）に対する殺人未遂容疑で逮捕した。

守大助氏は准看護師として北陵クリニック（19床の診療所）に勤務中の2000年10月31日に、クリニックを受診したA子の点滴に筋弛緩剤を混入し、そのため同女は植物状態に陥った疑いがあるという。容疑はこれにとどまらず、勤務した1年半の間に同様に筋弛緩剤を点滴に混入して十数人の患者の容体を急変させ、そのうちに相当数の死亡者もいるとして捜査が進められ、最終的にA子を含む4人に対する殺人未遂、1人については殺人で起訴された。仙台地裁はこの事件に対し、2004年3月30日、無期懲役の有罪判決を下し、控訴審の仙台高裁も2006年3月22日、控訴を棄却し、上告審の最高裁も、2008年2月25日、上告を棄却し、無期懲役が確定した。

守大助氏は捜査段階で一時、本件の一部を自白していた。2001年1月6日の朝、任意同行を求められた守大助氏は、警察署内で事情聴取を受け、その日のうちに自白し、A子ほかへの犯行を認める「反省文」を書いた。これによって守大助氏は逮捕され、翌日に警察と検察でそれぞれ自白調書を各1通録取されている。ただしその自白内容は極めて漠然としたものであり、1月9日の弁護士接見後、自白を撤回して否認した。その後は一貫して否認した。問題は当初の3日間の自白をどのように考えるかである。自白にかかわって法廷に提出された文書類は、「はじめに」のところで示したとおりである。

これらの自白関連の供述を証拠として認めてよいかどうかは任意性の問題として争われ、法廷で守大助氏は自白に至る事情を詳細に説明したが、仙台地方裁判所はこの自白は任意性があると判断し、さらに、自白の内容についても信用性があるとし、その証明力も認めた。

一見した限りでは、この事実認定に暇痕はないように見える。だが上記の趣旨において問題にしなければならないのは、自白の聴取過程で取調官と守大助氏との間に具体的にどのようなやりとりがあったのか、そこに取調官の強引なストーリー構成、すなわちその時点の捜査側の事件仮説＝事実認定が介入していないかどうかである。

弁護側は起訴5件について、いずれも守大助氏はもとより、何者かが筋弛緩剤を患者に投与した事実自体が存在しないと主張した。問題とされた患者の容体の変化は全て他の原因、つまり病状の変化、薬剤の副作用、さらには救急措置をとることのできる医師の不在などの、すべて医療絡みの出来事として説明できるとした。すなわち、本件の控訴事実に

は事件性自体が存在しないというのである。

3 自白を聴取した取調官の法廷証言

仙台地裁は、事件性、犯人性を他の証拠から認定し、そのうえで、守大助氏の自白を検討するという論構成をとっている。しかし、実際には心証形成するうえで、自白を軽視しているわけではなく、重要な位置を占めていたと思われる。それだけに、自白（不利益事実の承認を含む）の任意性と信用性を認めたその判断基準は、十分慎重に検討する必要がある。

守大助氏から自白等を聴取する過程がどのようなものであったのかについて、公判廷での取調官の証言と守氏本人の供述の間には大きな食い違いがある。判決はこの双方を比較対照して、前者は信用性が高いのに対し、後者は種々に不自然、不合理なところがあり、取調官の証言に反する被告人の供述部分は「到底信用できない」と断定する。

判決は取調官の証言に信用性があると判断する基準として以下の6点をあげている（一審判決書379、380頁）。

- ① 清水刑事、阿部刑事の証言は、少なくとも大半の部分において、いづれも非常に具体的かつ詳細な内容を有し、被告人の供述内容や供述態度が迫真性をもって語られている。
- ② それを聞いたり見たりした際の自らの印象や感想などについても種々の場面ごとに的確に表現されている。
- ③ 取調べ時の問答だけでなく、取調べの最中に被告人が泣き出したことや自発的に正座したことなど、付随してとくに印象に残ったと思われる点をも多数含んでいる。
- ④ 両刑事の証言が相互に符合している上に、両証言ともに弁護人の詳細かつ厳しい反対尋問によっても基本的には動揺していない。
- ⑤ 両刑事に自白獲得のために無理な取調べをする動機があったと疑わせる具体的な事情がない。
- ⑥ 不当な圧力をかけたり脅迫するなどして供述を強要したというような事情は、両者の証言内容からは認められない。

これらの論拠でもって判決は「強制や脅迫、あるいは不当な誘導等により被告人の自白が導き出されたというような事情はなかったものと

認められる」とするが、この判断には供述心理学上およそ認められない点がある。

第一に、可視化されず、閉じられた取調べ過程について、取調官の証言で明らかにできると考えること自体が根本的に誤っている。特に⑤⑥のような問題について、取調官が「取調べは公正」と述べることは当然であり、取調べ過程の録画・録音の全面提示がないかぎり、このような安易な認定は許されてはならない。

第二に、供述の信用性に関して、「具体的かつ詳細」とか「迫真性あり」とか(①)、そのときの「心情が語られている」とか(②)、「付随的な印象的場面が含まれている」(③)といったことが、信用できる基準としてしばしばあげられるが、供述心理学の厳格な基準で言えば、問題は単にそのような特徴が外見上あるかどうかではなく、それらが「体験者にしか語りえない」レベルに達しているか、裏返せば「非体験者が想像で言ったり、適当に誇張したり、粉飾したりして供述できる」レベルを超えているか、これこそが問題なのである。

そうすると、本件取調官たちの証言がそのような厳格なレベルを超えているとはとても言えない。取調べ経験を重ねた取調官であれば、適当に歪曲し、粉飾し、誇張することは容易にできる証言内容であり、信用性があるなどと即断することはできない。

第三に、二人の刑事の証言が「相互に符合している」とか「反対尋問でも動揺していない」という点も(④)、信用性を積極的に認める条件とはならない。刑事たちは証言を前に事前準備をし、相互に打合せをするのは当然で、証言が符合するとか反対尋問に動揺しないというのは当たり前のことである。これを信用性の基準にするのは単なる形式論にすぎない。

4 被告人の法廷供述には信用性がないとした基準について

守大助氏も、捜査段階の自白について法廷で詳細にわたりその心理状況を供述している。判決はその供述の概要をまとめたうえで、その信用性を否定している。そこで、その否定している根拠を検討する。

(1) 自白者の心理と矛盾する言動という認定について

判決は、被告人が「乙3ないし乙5に関しては、捜査官から確認され

たことに対して、はいはいと言っていたのが調書に取られたにすぎず、また、自らが記載した乙7ないし乙9に関しても、捜査官から指示されるとおりに記載されたにすぎず、いずれも捜査官の一方的な誘導や決めつけにより作成されたものと供述する」が、そうした供述内容に矛盾した事実があると指摘する。たとえば「清水刑事から、記憶と異なる点や記憶にない点の確認を求められた際、明確にこれを否定するなどして必ずしも清水刑事から言われたとおりに供述していない点が存在する」、だから「取調べの際に清水刑事に対して反論したり、自らの考えを話すことができない状況ではなかった」というのである（判決書392頁）。

そして、その具体例として、自白に追い込まれたのち、清水刑事が被告人に対して、半田郁子医師との男女の付き合いをしていることが犯行の動機ではないかと追及したときに、被告人は明確にそれを否定した、あるいはS子（殺人事件で起訴）の急変に関与したのではないかと追及に、これを明確に否定した。こうした例を取り上げて判決は、捜査官の言いなりになるような取調状況ではなかったと認定する。要するに、被告人は、自白は捜査官の誘導や決めつけに、ただはいはいと言って取られたものだというのが、実際には捜査官の言うことを否定したり反論しているのではないかという（判決書393頁）。

しかし、虚偽の自白に追い込まれるとき、人がどのような心理状況になるかを知っていれば、被告人の主張と捜査官の主張は決して矛盾していない。

虚偽自白に陥った者はたしかに捜査官に屈服して自白する。しかし、心理的に屈服させられてもその主体性が完全に失われてしまうわけではない。捜査官は被疑者に対して、まさに犯行者として自分から主体的に自白することを求める。そして、自白に追い込まれた被疑者は、自分が犯人だったとすると、どのように犯行が行われたことになるだろうかと考えて供述することになる。したがって、その自白のなかに被疑者なりの想像や判断を混じえながら考えて供述することになるのである。そうすると、結果として、捜査官の想定と食い違って、両者が対立して見えるような場面も多々出てくる。虚偽自白とはそういうものなのである。

他方、取調べで屈服させた捜査官の側も、相手が事件のことは何も知らない無実の者とわかって自白させるのなら、全てを作り上げて、その内容をそのまま吞ませることにもなろう。だが、実際はそのような虚偽

自白はほとんどない。捜査官は被疑者を犯人と確信して取調べ、現に目の前で落ちれば、いよいよ罪を認めた真犯人と思い込むことになる。だからこそ被疑者の口から犯行内容を語らせようとする。そのため自白後の供述展開過程で、捜査官の想定と異なることを言うこともある。被疑の言うことが把握している証拠関係と決定的に矛盾していれば、捜査官はこれを認めるわけにはいくまいが、その点が、捜査官にとって不確かであれば、被疑者の言い分を捜査官が受け入れることもある。そのようなせめぎ合いのなかで自白内容は展開する。

虚偽自白は、被疑者が捜査官のまったくの言いなりになってできるようなものではない。虚偽自白に追い込まれたものは、捜査官の前でいわば「犯人としての役割を演じさせられる」のであり、その後は、「犯人として語る」ことを求められる。「自分がもし捜査官の言うような犯罪についての犯人ならば」というかたちで、自ら想像して考える。これが虚偽自白の実像である。

この実像を知らない裁判官は、捜査官に逆らった自白内容を固持したり、追及されないことを自ら自白したような部分があると、それをまるで自白の信用性の証であるかのように考えてしまう。

捜査段階で自白した守大助氏が、後の法廷で、(自白については)「確認を求められ、はいはいと言っていたのが調書に取られた」、(反省文については)「捜査官の指示されるとおりに書いた、捜査官の一方的な誘導や決めつけにより記載した」と言ったりするのは、不本意にも虚偽で自白させられた「被害者意識」からすれば自然なことである。現実に自白に追い込まれた以上、「犯人として」語るほかになく、そこに自分の側からの判断や想像が人らざるをえない。しかしそれが「自分が犯人としてやった」という、押し付けられた虚偽の前提に立ってのものであるかぎり、ある意味で主体的になしたその判断や想像もまた、自白撤回の弁明のなかでは「させられた」体験として被害者意識のもとに想起されるのである。虚偽自白の実際を知っていれば、こうした被疑者・被告人の心情の機微を理解するのは困難ではない。これを被告人の弁明の矛盾としか見ない裁判官は、実のところ虚偽自白の実態について無知であるというほかはない。

(2) 被告人の法廷供述が不自然、不合理とする認定について

判決は被告人の法廷供述には「明らかに不自然、不合理な点」があるとして、何点か具体的に摘示する。しかしそれはいずれも、判決を書いた裁判官にとって「不自然、不合理」に見えるということであり、虚偽自白の実際を知っている者の目から見ると、不自然でも不合理でもない。

判決が「不自然、不合理」というとき、直接的には「被告人が無実ならば」その法廷証言として信じられないということである。そこでもう一步踏み込んで、「被告人が真犯人ならば」それは自然で、合理的なものとして信じられるというのか。これを検討する。

もし、守大助氏が真犯人ならば、彼は法廷で嘘で否認し、その嘘の否認を前提として、自分がなぜ捜査段階で自白することになったのかを弁明するために、問題となった法廷供述をしたことになる。つまり、そうして真犯人が「冤罪者を演じた」ことになる。そのように考えたとき、判決の指摘する供述内容の不自然さ、不合理は納得できるものになるのだろうか。判決指摘の2点を取り上げてみる。

ア 取調べのとき自分への疑いを感じることなく、疑いに気付いた後も驚くことはなかったとの供述について

まず、判決は「清水刑事から『お前がやった』などと散々言われていたにもかかわらず、自分に疑いがかけられていると感じなかった、警察が自分の勤務する病院において患者に筋弛緩剤が投与されたとして捜査していることに気付いたときも特に驚きや衝撃はなかったという当時の心境に関する被告人の供述は、あまりに不自然、不合理である（被告人自身も、一般論としては、自らの勤務する病院において患者に対し筋弛緩剤を意図的に投与されることがあれば重大なことであり驚くことであると供述している）」という（判決書394頁）。

なるほど、このことは一見、不自然、不合理に見える。では、視点を変えてみて、もし被告人が判決の認定するとおりの犯行をおかした真犯人だとすれば、どうであろうか。

そのとき被告人は法廷に立って嘘で否認したうえで、取調を受けたときのことを聞かれ「自分に疑いがかけられていると感じなかった」とか「警察が自分の勤務する病院で患者に筋弛緩剤が投与されたとして捜査していることに気付いたときも特に驚きや衝撃はなかった」と言ったことになる。

被告人が真犯人であれば、これを、不自然でない、不合理でないと言えるだろうか。そうは言えないはずである。

犯行を否認している真犯人ならば、むしろ「驚いた、そんなことはないと思った」とか「自分に疑いをかけられていると知って、とんでもないと思った」とか弁明するほうが、ずっと自然であろうし、合理的だろう。

この被告人の供述は、むしろ彼が本件と無関係であると考えなければ理解できない。無実の人間が身に覚えのない事件に巻き込まれて犯人と間違われたときに抱く心理のもっとも大きなものは「非現実感」である。なにしろ本人は自分がやっていない。そのことを本人ははっきり知っている。その自分が疑われて、厳しい取調べを受けたとき、自分のなかでは「ありえない！」という非現実感がまず前面に出る。

被告人が「何言っただという気持ちであった」とか「自らが犯罪者として疑われているという気持ちはなかった」というのは、まさにその気持ちの表れであって、この法廷供述は被告人を無実者として見たときにはじめて自然な反応として納得できる。

まして本件の場合、刃物で人が刺し殺される類の殺人と違い、そもそも殺人事件かどうか不明であった。はっきりした殺人事件でも、間違っただけ疑われた無実の被疑者は、ありえない「非現実感」に襲われるが、本件のように事件性そのものが不明で、しかも自らの行った日常の業務そのものが事件として疑われたとなれば、犯人性への「非現実感」のみならず、事件性そのものについても信じられない「非現実感」にさらされることになる。そのことが被告人のような供述として表明されたとして、それは決して不自然とは言えない。

本件の事件性を前提にしてしまうと、そのような恐ろしいことを聞かされても驚かなかったというのは、信じがたいほど「不自然、不合理」に見える。裁判官にとってこの供述が「不自然、不合理」に見えたのは、まさにそのためだったのである。

また同様に、本件に真犯人がいたとして、その真犯人にとっても、被告人の述べた弁明は「不自然、不合理」に見えるに違いない。その真犯人が、いったん自白した後、ふたたび否認に転じたとして（本件判決はそのように考えていることになるが）、自白前の取調べ状況に関して法廷で説明を求められたとき、このような「不自然、不合理」な説明を思

いつくはずはないし、たとえ思いついたとしても、それが法廷の弁明になるとは思えなかったはずである。言い換えれば、第三者的に見て一見「不自然、不合理」に見える弁明は、冤罪者を演じている真犯人の弁明としてもありえないものと言わなければならない。この「不自然、不合理」に見える弁明は、無実の人が虚偽自白に追い込まれるときの「非現実感」のもとではじめて理解しうるものとなるのである。

イ 間違っ てマスクュラックスを投与したのかなと考えたとの供述と間違えて投与した可能性はまったくないと考えていたとの供述に矛盾があり不合理とする判決について

判決によれば「被告人はA子に対してマスクュラックスを投与したことを認める供述をした際の心境について、ある質問に対しては、間違っ てマスクュラックスを投与したのかなと考えていたと供述する一方において、ある質問に対しては、マスクュラックスを間違えて投与した可能性はまったくないと考えていたとも供述しているのであって、このような矛盾が存すること自体、被告人の供述が合理性に欠けることを示している」という（判決書395頁）。

アの例と同様、この点を被告人の供述が合理性に欠ける一例だと認めたとしよう。では被告人が真犯人ならば、このように不合理な供述が出てくるのが理解できるだろうか。真犯人が本当にマスクュラックスを投与して事件を起こしたのであれば、それをいったん自白して、それから撤回した後の法廷では、「マスクュラックスなど投与していない」し、「間違っ て投与することもありえない」と否認するのが当然である。また「間違っ て投与したのではないか」と言われて、そのことを認めた供述が残っていれば、「いったんはそうも言ったけれども、けっしてそんなことはない」というかたちで、供述を一貫させるはずである。嘘で否認しているならば、その嘘こそ意識的に一貫させなければならない。それかむしろ嘘の心理である。その意味で被告人の上の弁明は、まさに真犯人のものとして考えたときにこそ、不自然、不合理なのである。

逆に、もし被告人が無実とすれば、マスクュラックスの投与を追及されて、「そんなことはありえない」と答えるのは当然だし、その一方で、この否認を受け付けてくれない捜査官から、自信たっぷりに、そして執拗に、A子の容態はマスクュラックスか何かの投与で急変したのだと繰

り返されたならば、准看護師としてA子の容体の急変そのものに立ち会った被告人が「ひょっとして間違っって何かをしてしまったのではないかと不安を覚えるのも自然なことである。そのような供述の揺れは、事件性を認知していない無実の当事者にとって十分にありうることで、それはかえって供述の信用性を高めるものと考えべきである。

(3) 被告人が自白に追い込まれた理由

判決は被告人が自白に追い込まれた理由として述べた法廷供述もまた信用できないという。そのうち二つの論点を取り出して検討する。

ア 重大残酷な事件への関与を初日から認めたとの点について

まず、被告人はA子にマスキュラックスを投与したと認める供述をした理由として、「清水刑事からずっと怒鳴られてばかりいたため、警察官が言うようなことを言えば帰してもらえるかなと思った」とか、「半田教授（被告人の勤務するクリニックの事実上の責任者）に確認してもらったり、父親（守大助氏の父は宮城県警察の現職警部補）が話してくれれば、言い分をわかってもらえるのではないかと思った」とか、「散々お前がやったんだと言われ続けていたために、じゃあ間違っったのかなというような気持ちになった」などと供述しているが、判決はいずれも信用できないという（判決書397頁）。

判決によれば「医療従事者である被告人が、捜査官が言い分を聞いてくれないという理由だけで、自己が勤務する病院においてその患者に対してマスキュラックスという薬物を投与するという極めて重大かつ残酷であり、通常全く予想することができない犯罪への関与を、しかも取調べの初日から、認めるに至るとは到底考えられない」というのである（判決書398頁）。

ここでも判決は、もし被告人が無実で、全く本件に無関係であるにもかかわらず、そこに巻き込まれたとすれば、どのような心理状態になるのかという点について、十分な想像力を働かせていない。それは、裁判官が、そもそも虚偽自白がどのようなものかについて、正確な認識を有していないからである。

ここで再度強調しておきたいのは、本件の特殊性として事件性そのものが曖昧であった点である。本件が判決の認めるような事件だったとし

ても、被告人が無実ならば、その事件性そのものを認識することが困難だったはずである。

判決は「自己が勤務する病院においてその患者に対してマスキュラックスという薬物を投与するという極めて重大かつ残酷であり、通常全く予想することができない犯罪」と認定しているが、それは事件後に与えられた諸証拠から事後的にそう結論づけた話であって、もしそうした事件が現実にあったとしても、被告人がその事件に無関係であれば、取調べの段階では被告人にとってそのような事件認識そのものが想像を絶したものであったはずである。

判決が「このような犯罪への関与を、しかも取調べ初日から、認めるに至るとは到底考えがたい」というとき、その判示は、実のところその事件認識を被告人が捜査段階で持っていたことを前提にしている。しかしその前提が、実は本件で検討されるべき対象なのである。

そこには事件の事後的構成にしばしばつきまとう逆行性の錯誤が認められる。

因みに、この逆行性の錯誤は、本件の2審である仙台高等裁判所の控訴棄却判決にも見られるので指摘しておくこととする。

2審判決はつぎのように判示する。

「すなわち1月6日朝任意同行を求められ、当初否認していたものの任意の取調べの午後の早い段階で医療関係者による患者に対するマスキュラックスという筋弛緩剤投与により、被害者に意識が回復しない重大な結果を生じさせた殺人未遂というセンセーショナルな重大事件について、被告人が短時間で自白に至っている」と判示している（2審判決書121頁）。

センセーショナルな重大事件という判決の指摘は、被告人逮捕の翌日から開始された大々的な逮捕報道そして連日の続報に接した者にとってはじめて認識されることになったものに過ぎない。取調べを受けている被告人の主観的認識においてセンセーショナルな重大事件と断じることのできる理由は全くない。この判示自体、はからずも、逆行性の錯誤に陥っていることを露呈している。

もし被告人が無実で、しかもそこに事件性を疑う手がかりを持ちえなかったとすれば、無実の被告人が本件のようなかたちで犯人性を疑われたとき、彼はどのような心理状態におかれることになるのか。そのこと

を正確に想像してみよう。

日常の医療業務のなかで、患者が急変する事態が起こり、その原因をあれこれ考えることはあった。しかし、そこに刑事事件になるような事件性は想像だにできなかった。そこへ突然、事情を聞きたいからと言って、警察がやってきて、警察署に連れていかれ、取調べ室で、本件は誰かがマスクュラックスを投与して意図的に起こした事件だと言われ、しかもその犯人はお前だと追及される。そのとき被告人が無実ならば、患者の容態急変の前後の事情を実際に知っているだけに、その事件性を現実のものとして納得することは難しいし、おまけに自分が犯人だと疑われているとなれば、その非現実感はさらに大きくなる。殺人なら殺人で、はっきり事件だとわかっているものに巻き込まれたのならば、無実ゆえの非現実感があっても、自分は関係していないことを自分のなかで確認できるために、まだしも自分を守りやすい。しかしその事件性が曖昧で、自分の日常の業務とはっきり分離できないときには、相手の取調官が自信をもって見えるほど、自分が「間違っただのかもしれない」可能性を考えてしまう。それだけに自分を守り難くなる。そうして捜査官が自信たっぷりに、断固たる確信をもって自分に迫り、こちらがいくら弁明を繰り返しても、聞く耳をもってもらえず、反論を何度も跳ね返されたとすれば、どのような心境になるか。いくら弁明をしても聞き入れてもらえないという弁明不能感が虚偽自白の大きな要因であることが、一般にあまり知られていない。しかし実は、これだけでも無実のものが自白に落ちる可能性は小さくない。

イ 婚約者の逮捕を心配しつつ自らの逮捕を考えなかったという供述を不合理とした判決について

判決によれば「隣でK看護婦（被告人と同棲していた婚約者）も同じように取調べを受けていると考え、捜査官からK看護婦を逮捕していいんだと言われた」と供述しているが判決は信用できないという（判決書397頁）。

判決は被告人はK看護婦を逮捕してもいいんだと言われたことを自白した理由の一つとしているとし、そのなかで「被告人は、K看護婦が逮捕されるかもしれないと考えたと供述する一方において、自らが逮捕されるとは考えなかったなどと明らかに不合理な供述をしている」と

指摘している（判決書399頁）。

この点については、前に指摘したことがまったく同様にあてはまる。つまりこの供述は、被告人が真犯人であってもやはり不合理で、他方、被告人が無実であれば、むしろその一見の不合理は、合理的なものとして理解できる。

被告人に対しては捜査官から、本件の事件性を強調され、犯人追及がなされている。被告人が無実ならばこれが事件であることは承服しがたいのだけれども、逆にその可能性があることまでは否定できないし、ひょっとしたらと思わされもする。そのなかで自分が何か間違っただけで患者の急変をもたらしたかもしれないと思いつつ、しかし自分が意図的にやっていないことは間違いでない。その一方で、同時に警察署に連れて行かれた婚約者のK看護婦が、自分と同じように調べられていると聞かされている。自分のことは「やっていない」とわかっている、自分以外の他人は、どれほど信頼している恋人でも、原理的にはわかりえない。それゆえ「やっている」可能性を否定しきれないし、それだけに不安になる。自分は「やっていない」以上逮捕されるとは考えられない。だがK看護婦の方は、突き詰めれば「わからない」ので、逮捕されるかもしれないという不安を、究極のところでは拭いきれない。そう考えれば、「K看護婦が逮捕されるかもしれないと考えたが、自らが逮捕されるとは考えなかった」という被告人の供述はなんの不合理もなく理解できる。

反対に、もし被告人が真犯人なら、「自分が逮捕される」ことをまず考えざるをえないし、逆にK看護婦については、共犯でもないかぎり、むしろ犯人ではないことを知っていることになって「逮捕されるかもしれない」という不安はそれだけ小さいはずである。つまり、被告人のこの部分の供述は、被告人が真犯人ならば不合理と言わなければならないが、無実ならばむしろ合理的なのである。

被告人の立場に身をおいて、その視点から状況を考えれば、ここで判決のいう「不合理」の意味がはっきりと読み解ける。にもかかわらず判決は、被告人の視点に立つことなく、その供述をただ高みから見下ろして、形式的に「不合理」と決めつけているだけである。

（４）被告人の自白の信用性について

・・・殺意のみを否認したことについて・・・

判決は、被告人の供述調書、自筆の書面（反省文）での自白から、A子に対してもマスクュラックスを投与したと認めた部分、マスクュラックスの効果に関する知識を供述している部分、A子事件の犯行動機について供述している部分の3点については、信用性を肯定できるとしている（判決書400、401頁）。しかしその根拠としてあげた理由も、実のところ極めて不確かなものでしかない。

判決はその理由として、まず内容に変動がなく、客観的証拠にも符合することをあげ、ついで「准看護師という職にあった被告人が、自らの勤務する病院において、患者に対し筋弛緩剤という薬物を混入するという基本的かつ重大な事柄を、事情を聞かれて間もなく、しかも逮捕される前に認めるに至ったという事実」、さらに「弁護人と接見した後においてもその当初は自白を維持していたという事実」もその信用性を高める要因と認めている（判決書401ないし404頁）。これらの論点については、すでに虚偽自白の心理の一般理論からも解明可能であるし、すでにここまでのところでも述べてきた。

ここではあと一点だけ、これまで触れることのなかった論点について、判示内容を検討しておく。

判決は、A子事件について、警察官の弁解録取の際、裁判官の勾留質問の際に、その殺意のみ否定し、さらに検察官の弁解録取の際にも同様に殺意のみ否定した可能性がある」と指摘し、「そうであるとすると、被告人は一方でA子に対するマスクュラックスの投与を認めつつ、殺意だけは否定するという供述を何度か繰り返したことになり、この点も、特段の事情のない限り、被告人がA子にマスクュラックスの投与をしたとの供述自体の信用性をより高める要素というべきである」という（判決書404頁）。

判決は、ここでも被告人の供述に見られる不合理に着目して、それがかえって自白の信用性を高めるのだという。その理由として「仮に被告人が何らかの理由により事実と反して、マスクュラックスの投与自体を認めざるを得ない言わば極度の放心状態に追い込まれていたとすれば、やはり実態を伴わないことには変わりがない殺意のみの否定を、しかも繰り返し、行うというような言動をとるとは極めて考えにくい（また、上記のような心理状態に陥りつつも、氣力を振り絞って否認しようとするなら、やはり殺意のみを否認するような中途半端なことはせず、とも

かくも一度は全面否認の言葉を発するのがごく自然であると解される)」ことを指摘している（判決書404頁）。

しかしこのような理由をあげたうえで、では被告人が判決が認めるような犯行を行った真犯人だったとして、その犯行行為本体を認めて、殺意のみを否定する心理を合理的に理解できるであろうか。

殺意がなければ刑が軽くなると考えたと言うのかもしれないが、犯行行為そのものが、通常なら考えられないマスキュラックスを「呼吸を停止させる目的で」（乙3）投与したというのであり、しかも「投与すればA子ちゃんが呼吸困難から呼吸停止し、心肺停止となり死んでしまうことはわかっていました」（乙3）というのであるから、殺意そのものを形式的に否定しても大きな意味があるようには思えない。逆に被告人が無実であったとすれば、「特段の事情」がなくとも、前後の事情からして殺意のみを否定したことは十分に理解できる。

被告人は取調べにおいて、そもそも本件の事件性を納得できず、A子の急変が自分の行為と関係していたとすれば、間違っただけをやってしまったのではないかと考えた。少なくともそのような可能性に不安を抱くことはまじめな医療従事者として十分ありえた。その結果、自分を守りきれずに、マスキュラックス投与を認めて、捜査官の意を迎え入れてしまったというのが、被告人の弁解内容であったし、このことは虚偽自白の心理としてけっして不自然ではない。

一方、捜査官がもっとも強く追及した犯行本体をいったんこのように認めてしまったあとは、それを撤回することは難しいし、被告人のなかでは自分が間違っただけをやってしまったかもしれない不安を消しきれなかった。事件性がはっきりしないだけに、記憶によってそれを否定することが難しい状況だったのである。

つまり彼はグッドジョンソンの言う「自己の記憶への不信」状態に陥っており、虚偽自白に傾きやすい状況にあったと言ってよい。しかし「殺意」という点に関しては、どこからどう見ても「間違っただけをやってしまった」ということとは相容れないし、また殺意を抱いていたなら、そのことははっきり自分の記憶のなかに刻まれてしかるべきである。この点についての自己記憶への不信はない。つまり「殺意など抱いたことはない」ということだけははっきり自信をもって言えた。そう考えれば、被告人が殺意のみを否定したことは十分に納得できる。

殺意のみを否認したという被告人の言動は、被告人の本件への認識状況を示すものとして、むしろその無実性を示唆していると言うべきである。

(5)「事実の認定は証拠によるが、その証拠は事実の認定による」という循環を絶つために

以上見てきたように、仙台北陵クリニック筋弛緩剤事件において守大助氏が自白に落ちた状況、それについて自ら語った供述内容は、どの論点においても虚偽自白者の心理として十分に理解できるものである。その一方、その第一審判決の認定は、被疑者・被告人の虚偽自白がどのような心理的体験であるのかについて、まったく「無知」であることを露呈していて、正確な事実認定を行うための前提条件を欠いていたと言わなければならない。

刑事事件における自白に関して、被告・弁護側から「虚偽自白」の訴えがあったとき、裁判官がその任意性、信用性を判断するにあたって、当然のことながら「虚偽自白の心理」について、少なくともその一般理論を十分に知っておかなければならない。しかし日本の刑事裁判においては、これまで虚偽自白による冤罪事件が大量に発生していながら、「虚偽自白の心理」にかかわる一般理論を理解することなく、きわめて素朴なところで、その心理が想定され、それによって任意性・信用性が判断されてきた。つまりそれは被疑者が、拷問や暴行などの強力な圧力に直接的にさらされて、取調官に完全に屈服し、取調官の言いなり状態で自白するというイメージでしかない。虚偽自白にかかわるこの素朴なイメージは、現実の虚偽自白とはしばしばかけ離れ、それゆえに間違った判断をもたらしてしまう。

「事実の認定は証拠による」のでなければならないが、その「証拠」の採取や聴取がそのときどきの「事実の認定」によって左右される現実がある。この現実を正確に見抜くことなしには、事実認定に忍び込む過誤の危険性、とりわけ自白を巡る誤認の危険性を避けることはできない。もちろんこれまでの法の世界においてもこの危険性は認知され、規範のレベルでいかにこれを厳格にチェックできるかが検討されてきたはずである。しかし、規範によるチェックは、規範が適用されるべき事実について、正確な認識がなされてはじめて成り立つ。ここでいう「事実」

は、直接問題となるべき犯罪事件そのものの事実には止まらない。その犯罪の事実を探り当てるための捜査の過程も、またこれが法廷に持ち込まれたのちの審理の過程も、すべて人間の現象であるという意味で、チェックの対象となる「事実」である。そうして見たとき、事実認定はすぐれて心理学的過程である。このことをまず認めておかなければならない。

冒頭「事実の認定は証拠によるが、その証拠は事実の認定による」という循環の事実を指摘した。もちろんこの循環を絶たないかぎり正当な事実認定は不可能である。そしてこの循環を絶つためには、「証拠は事実の認定による」というその部分を、できるかぎり見えるかたちで記録する努力、つまり捜査可視化への努力が必要である一方で、取調べや事情聴取の場におかれた人々の心理過程を正確に認識するための心理学的理論を確立する努力が求められなければならない。

そうでなければこの循環を絶てないままに、結局は、裁判所の事実認定が単に捜査側の事実認定の追認に終わってしまうことになりかねない。いや実際、この種の悪循環が巡り巡って、深刻な悲劇を生み出している現実を、私たちは今もなお、この目の前で繰り返し目撃している。

本件においても、可能な限り、この点についての再検討を行う必要がある。

2012年1月20日

浜田寿美男

[意見書作成者の経歴および業績]

浜田寿美男（はまだすみお） 1947年1月27日 香川県小豆島の生まれ

現在64歳

学歴および職歴

1969年京都大学文学部哲学科（心理学専攻）卒業

1976年京都大学大学院文学研究科博士課程（心理学専攻）修了

同年より花園大学文学部講師、助教授（担当は心理学）

1992年同社会福祉学部教授

2003年奈良女子大学文学部教授

2010年同定年退職

現在奈良女子大学名誉教授

立命館大学特別招聘教授

2000年～2006年「法と心理学会」理事長を務める

専門分野

著書

[心理学関係]

『子どもの生活世界のはじまり』 ミネルヴァ書房1984年（山口俊郎氏と共著）『「私」とい

うもののなりたち』 ミネルヴァ書房1992年（編著）

『発達心理学再考のための序説』 ミネルヴァ書房1993年

『個立の風景』 ミネルヴァ書房1993年

『ピアジェとワロン』 ミネルヴァ書房1994年

『発達心理学入門』 岩波書店1995年（岡本夏木氏と共著）

『意味から言葉へ』 ミネルヴァ書房1995年

『事件のなかの子どもたち』 岩波書店1995年（野田正人氏と共著）

『人間を理解するとはどういうことか』 障害児・者情報センター1996年

『ありのままを生きる』 岩波書店1997年

『いま子どもたちの生きるかたち』 ミネルヴァ書房 1998年
『私のなかの他者』 金子書房 1998年
『「私」とは何か』 講談社 1999年
『身体から表象へ』 ミネルヴァ書房 2002年
『「私」をめぐる冒険』 洋泉社 2005年
『子どものリアリティ学校のバーチャリティ』 岩波書店 2005年
『赤ずきんと新しい狼のいる世界』 洋泉社、2008年（編）
『心はなぜ不自由なのか』 PHP研究所、2009年
『子ども学序説』 岩波書店、2009年
『障害と子どもたちの生きるかたち』 岩波書店、2009年（上記『ありのままを生きる』の
新版）
『私と他者と語りの世界』 ミネルヴァ書房、2009年
『「渦中」の心理学へ』 新曜社、2010年（伊藤哲司氏と共著）

[供述分析関係]

『証言台の子どもたち』 日本評論社 1986年
『狭山事件虚偽自白』 日本評論社 1988年
『ほんとうは僕、殺したんじゃないもの』 筑摩書房 1991年
『自白の研究』 三一書房 1992年
『自白の心理学』 岩波新書 2001年
『目撃証言の研究』 北大路書房 2001年（渡部保夫氏監修一瀬敬一郎・巖島行雄・仲真紀子
氏と共編）
『<うそ>を見抜く心理学』 NHKブックス 2002年
『取調室の心理学』 平凡社 2004年
『新版・自白の研究』 北大路書房 2005年（上記『自白の研究』の新版）
『自白が無実を語る』 北大路書房 2006年
『新版・狭山事件虚偽自白』 北大路書房 2009年（上記『狭山事件虚偽自白』の新版）

[主な供述鑑定]

甲山事件（第1審特別弁護人意見書）、狭山事件（第2次再審請求審）、野田事件（控訴審）、袴田事件（第1次再審請求審）、自民党本部放火事件（第1審、控訴審）、富山事件（第1次再審請求審）、東住吉事件（控訴審）、名張毒ぶどう酒事件（第7次再審請求即時抗告審、特別抗告審）、福岡事件（再審請求審）、布川事件（再審請求審）、日野町事件（再審請求審）、氷見事件（国家賠償請求審）、また西武新宿線第3事件（控訴審）など電車内痴漢事件、わいせつ事件の被害者供述などの鑑定も多数行っている。